

高松法務局からのお知らせ

会社・法人登記申請 新しい書面申請方法が誕生！

設立
役員変更
目的の変更
e + c.

電子証明書をお持ちでなく、
従来からの書面申請をされている方に
『QRコード付き書面申請』
をお勧めします。

Q. 「QRコード付き書面申請」とは？

A. 専用ソフト（無料）を利用して作成した申請書の情報を、事前に管轄の登記所にインターネットで送信した後、その内容を登記申請書として印刷して、添付書面とともに管轄の登記所に提出（窓口・郵送）する申請方法です。

※「QRコード」は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。



こんなメリットがあります



1

申請書を、簡単・正確に作成することができます。

2

申請の処理状況を、会社や自宅のパソコンで確認することができます。



3

データを再利用して、登記申請書を作成することができます。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

QRコード 登記・供託オンライン

検索

商業・法人登記の申請書様式

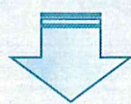
検索

お問合せ先 高松法務局民事行政部法人登記部門
087-821-6191(代)

QRコード付き書面申請の利用については、裏面をご覧ください。

QRコード付き書面申請を利用するには

ステップ1 申請者情報の登録(申請者IDの取得)



申請者IDをお持ちでない方は、初回のみ「登記・供託オンライン申請システム(登記ねっと)」サイトから申請者情報の登録が必要です。

登記ねっと 供託ねっと [検索](#)

ステップ2 申請用総合ソフトのインストール



事前準備としてソフトをインストール(法務省ホームページから申請用総合ソフト(無料)をダウンロード)します。

ステップ3 QRコード付き書面申請書の作成



申請用総合ソフトを起動し、申請書の入力フォームに従って、必要事項を入力します。

ステップ4 申請データの保存・送信



申請書を送信した後、「完了」ボタンをクリックして、申請データを保存します。その後、「申請データ送信」ボタンをクリックして、管轄の登記所へ送信します。

ステップ5 申請書の印刷・登記所への書類提出

処理状況を更新し、申請データが登記所へ到達したことを確認した後、登記申請書(QRコード付き)を印刷し、これを必要な添付書類とともに管轄登記所の窓口を持参又は郵送します。

申請データを登記所に送信後、登記所において提出又は郵送された書面提出用登記申請書(QRコード付き)を受け取り、受付をしてから処理を行います。

※ 申請データの送信のみでは受付はされません。

必ず、登記所に書面提出用登記申請書(QRコード付き)を提出してください。



申請者情報の登録、申請用総合ソフトのダウンロードでお困りの方は、
登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク TEL:050-3786-5797

電子証明書をお持ちの方は



さらに進んだ使い方!!

オンラインによる登記申請手続

登記・供託オンライン申請システムを利用して、さらに便利な
オンライン申請が可能です。

登記・供託オンライン申請システム
登記ねっと 供託ねっと



文字サイズの拡大 大 中 小